

議案第28号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年2月22日

つくば市長 市原健一

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 公共下水道の使用（第12条—第21条）」を
「第4章 公共下水道の使用（第12条—第21条）」
に
下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の基準（第21条の2・第21条の3）」
改める。

第1条中「使用」の次に「並びに構造及び維持管理の基準」を加える。

第2条中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の基準
(公共下水道及び都市下水路の構造の基準)

第21条の2 公共下水道の排水施設及び都市下水路の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。^{とう}
- (6) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (8) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。

- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。
- 2 前項の規定は、次に掲げる排水施設については、適用しない。
- (1) 工事を施工するために仮に設けられる排水施設
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる排水施設
(都市下水路の維持管理の基準)

第21条の3 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。